

報告第 29 号

臨時代理した事件(名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会 設置要領の一部を改正する要領の制定)の承認について

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領の一部を改正する要領の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 8月 6日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領の一部を改正する要領の制定について

1. 改正理由

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会において、小中一貫教育の推進・充実のために、各中学校区の推進状況や課題等について具体的に情報共有を図る名張市小中一貫教育推進委員会を設置するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 名張市小中一貫教育推進委員会の設置及び委員の指名に関し、新たに項目を追加する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領の一部を改正する要領
名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領の一部を次のように改正する。

第1条中「導入」を「推進・充実」に、「第47条の6」を「第47条の5」に、「設置に向け」を「の更なる活動の充実・発展及び学校と地域の組織的・継続的な連携・協働に向け」に改め、「以下「」の次に「推進」を加える。

第2条中「協議会は、次の」の前に「推進」を加え、同条第2号中「その運営等」を「その運営及び活動等」に改める。

第3条中「協議会」の前に「推進」を加える。

第6条中「協議会」の前に「推進」を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(推進委員会)

第4条 推進協議会に小中一貫教育の推進・充実のために、各中学校区の推進状況や課題等について具体的に情報共有を図る名張市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会に属すべき委員は、教育委員会が指名する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日に改正し、同日から適用する。

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正	現行
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 第2次名張市子ども教育ビジョンに基づき、小中一貫教育の<u>推進・充実</u>に向けその方策について検討するとともに、地域・保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営への参画を進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する「学校運営協議会」の<u>更なる活動の充実・発展及び学校と地域の組織的・継続的な連携・協働</u>に向け、その方策について検討するため、名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会（以下「<u>推進協議会</u>」という。）を設置する。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 第2次名張市子ども教育ビジョンに基づき、小中一貫教育の<u>導入</u>に向けその方策について検討するとともに、地域・保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営への参画を進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する「学校運営協議会」<u>設置</u>に向け、その方策について検討するため、名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>推進協議会</u>は、次の事項を検討する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校運営協議会制度のあり方、<u>その運営及び活動等</u>に関すること</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項を検討する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校運営協議会制度のあり方、<u>その運営等</u>に関すること</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 <u>推進協議会</u>は次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(推進委員会)</p> <p>第4条 <u>推進協議会</u>に小中一貫教育の<u>推進・充実のため、各中学校区の推進状況や課題等について具体的に情報共有を図る名張市小中一貫教育推進委員会</u>（以下「<u>推進委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p><u>2 推進委員会に属すべき委員は、教育委員会が指名する。</u></p>	
<p>(守秘義務)</p> <p>第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>(守秘義務)</p> <p>第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>
<p>(謝金)</p> <p>第6条 第3条(1)の委員の謝金は、「名張市教育委員会報償費支給基準」に基づき支払う。第3条(2)及び(3)の委員の謝金は1回につき7,000円とする。</p>	<p>(謝金)</p> <p>第5条 第3条(1)の委員の謝金は、「名張市教育委員会報償費支給基準」に基づき支払う。第3条(2)及び(3)の委員の謝金は1回につき7,000円とする。</p>

改正	現行
<p>(庶務)</p> <p>第7条 推進協議会の庶務は、教育総務室において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、教育総務室において処理する。</p>